

寒川町広報に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 8 月 22 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 12 号

寒川町広報に関する規則の一部を改正する規則

寒川町広報に関する規則(昭和 55 年寒川町規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「周知」の次に「及びシティプロモーションに資するための周知」を加える。

第 3 条第 3 号を次のように改める。

(3) ホームページ及びソーシャルメディアの運用

第 11 条中「発行日が 1 日のものについては前々月の 25 日まで、15 日のものについてはその 1 箇月前」を「広報主管課長が別に定める期日」に改め、同条ただし書を削る。

第 16 条を削り、第 17 条を第 16 条とし、第 18 条を第 17 条とする。

別記様式中

「

<input type="checkbox"/> 記者発表	月 日	<input type="checkbox"/> FM	月 日～ 月 日
<input type="checkbox"/> その他			

を

」

「

<input type="checkbox"/> 記者への情報提供(リリース)	月 日	<input type="checkbox"/> FM	月 日～ 月 日
<input type="checkbox"/> 記者会見	月 日	<input type="checkbox"/> その他	

に

<input type="checkbox"/> 記者発表 (レクチャー)	月 日		
--	-----	--	--

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。